

論文の和文要旨	
論文題目	ドイツ語の名詞化における項実現の統語論的・意味論的原理： 名詞項と指示同定の関係に注目して
氏名	小林大志

この論文では、ドイツ語の動詞の名詞化（以下：名詞化）における項の実現について論じる。名詞化において、基盤動詞の主語や目的語といった項は、属格や前置詞句と意味的に対応する。例えば (1a) では、後置属格の *Marias* が (1'a) の目的語の *Maria* に対応し、前置詞句の *durch Peter* が (1'a) の主語の *Peter* に対応している。同様に (1b) では、後置属格の *Galliens* が (1'b) の目的語 *Gallien* に対応し、前置詞句 *durch Cäsar* が (1'b) の主語 *Cäsar* に対応している。

- (1) a. **Die Behandlung Marias durch Peter** dauert noch an.
the treatment.NOM Maria.GEN by Peter.ACC go_on.3SG.PRS still PTCL
ペーターによるマリアの治療が続いている
- b. **Die Eroberung Galliens durch Cäsar** begann im Frühjahr 57 v.Chr.
the conquest.NOM Gaul.GEN by Caesar.ACC begin.3SG.PST in_the Spring.DAT 57 BC
カエサルによるガリアの征服は紀元前 57 年の春に始まった
- (1') a. **Peter behandelt Maria.**
Peter.NOM treat.3SG.PRS Maria.ACC
ペーターがマリアを治療する

b. **Cäsar** **eroberte** **Gallien.**

Caesar.NOM conquer.3SG.PST Gaul.ACC

カエサルがガリアを征服した

このとき重要なのが、これら名詞化の項的成分と動詞の項の対応関係が単純な図式とはなっていないという事実である。例えば、(1'a)の主語 *Peter* は (1a) のように前置詞句に対応することもあれば、(2a) のように後置属格に対応することもあるのに対し、(1'b)の主語 *Cäsar* は、(1b) のように前置詞句とはなるものの、(2b) のように後置属格には対応しないのである。

(2) a. **Die Behandlung Peters** **dauert** **noch an.**

the treatment.NOM Peter.GEN go_on.3SG.PRS still PTCL

= [ペーターが誰かを治療すること] が続いている

= [誰かがペーターを治療すること] が続いている

b. **Die Eroberung Cäsars** **begann** **im Frühjahr 57 v.Chr.**

the conquest.NOM Caesar.GEN begin.3SG.PST in_the Spring.DAT 57 BC

≠ [カエサルが何かを打ち破ること] が紀元前 57 年の春に始まった

= [何者かがカエサルを打ち破ること] が紀元前 57 年の春に始まった

すなわち、基盤動詞の項と名詞化の項的成分の関係は、規則性は見えてとれるものの、画一的・一律的なものとはなっていないのである。

ドイツ語の名詞化の項について、この論文では以下の 4 つの問題を設定する：

- Q1 基盤動詞の項と名詞化の項の対応関係は、どのような原理に基づくどのような規則によって定式化できるか
- Q2 動詞において項と付加語はその義務性を第一の基準として峻別されるが、項が基本的に任意であると考えられる名詞において、項と付加語はそもそも、またどのようにして峻別できるか
- Q3 動詞の項が基本的に義務的であるのに対し、名詞の項はどうして基本的に任意なのか
- Q4 名詞化において、基盤動詞の対格目的語は基本的に後置属格（目的語属格）となるが、*Schlag* 「殴打」など一部の名詞化では (3) に示すように目的語属

格が欠如する。この「目的語属格の欠如」はどのようにして生じるか

- (3) **Der Schlag des Nachbarn** hat sich vor Mitternacht
the hit.NOM the neighbor.GEN PRF.3SG.PRS REF.ACC before midnight
ereignet.
happen.PTCP
= [隣人が誰かを殴ること] は夜半前に起こった
≠ [誰かが隣人を殴ること] は夜半前に起こった

上述の 4 つの問いに取り組むにあたり、この論文では、動詞句と名詞句が対称的な句構造をなすという想定から、ドイツ語の名詞句を (4) の句構造により分析する。

- (4) [DP die [_{nP} [_{n'} Behandlung_i [_{NP} Marias t_i]]]]
the treatment.NOM Maria.GEN
マリアの治療

(4) の構造では、nP 配下の NP 指定部が構造項の実現位置となる。この位置は nP 主要部の右に隣接するので、名詞句の構造項は構造格として属格を付与されて後置属格の形で実現する。後置属格には構造項の具現形としての属格項の他に付加語としての属格付加語が併存するが、属格項と属格付加語は後述の音韻論的な基準 (cf. A2) により経験的に峻別される。属格項と属格付加語の峻別により、動詞の項と名詞化の項の関係を詳細に観察することが可能となる。

この論文が Q1–Q4 の問題に対して提示する答えは A1–A4 である：

A1. 名詞化においては、基盤動詞から意味形式が継承されるとともに、状況項が指示項に転じる。状況の参与者を表す基盤動詞の主題項は、名詞化の潜在的な項候補となる。派生名詞化 (ung 名詞化, 語幹名詞化, e 名詞化) では、項候補から、基盤動詞の種類に応じた「状況の同定を可能とする項」が構造項となり、指示される状況の同定に寄与する限りにおいて、属格項として任意に表される。状況の同定を可能とする項は基盤動詞の種類によって異なり、*Behandlung* のような活動動詞の名詞化では動作主と被動者の 2 項がともに該当するのに対し、*Eroberung* のような使役的状态変化動詞の名詞化では Theme (状態変化の担い手) のみが該当する。

派生名詞化が「状況の外延的表現」であり得るのに対し、不定詞名詞化は外延を唯一に同定して指示するというを行わない「状況の内包的表現」である。そのため、(5a)のように具体的状況を指示する派生名詞化は、(5b)のように不定詞名詞化にパラフレーズすることができない。

- (5) a. Im kommenden Jahr jährt sich **die Besteigung des Mount Everest** durch Sir Edmund Hillary und Tenzing Norgay zum 50sten Mal.
 in_the next year.DAT year.3SG.PRS REF.ACC the climbing.NOM the Mount Everest.GEN by Sir Edmund Hillary.ACC and Tenzing Norgay.ACC to_the 50th Mal.
 (DWDS: Der Tagesspiegel, 22.12.2002)
 times.DAT
 来年にはサー・エドモンド・ヒラリーとテンジン・ノルゲイによるエベレスト山登頂から 50 年を迎える
- b. ^{??}Im kommenden Jahr jährt sich **das Besteigen des Mount Everest** durch Sir Edmund Hillary und Tenzing Norgay zum 50sten Mal.
 in_the next year.DAT year.3SG.PRS REF.ACC the climbing.NOM the Mount Everest.GEN by Sir Edmund Hillary.ACC and Tenzing Norgay.ACC to_the 50th Mal.
 times.DAT

具体的状況は状況の参加者の存在を暗示するので、派生名詞化では、構造項は、仮に明示的に表されなくても文脈などから読み取られ得る。一方、「状況の内包的表現」である不定詞名詞化では、項の情報は表現されなければ読み取られない。そのため、不定詞名詞化では、状況の参加者の情報が属格項として明示的に表されるか、あるいは母文の項による束縛によって与えられる。

- A2. 名詞の構造項は後置属格の形で実現するが、後置属格には構造項の具現形としての属格項と付加語としての属格付加語が併存する。両者は、(6)に示すように、属格項には 1 音節や 2 音節の無冠詞固有名詞が認められるのに対し、属格付加語には 1 音節や 2 音節の無冠詞固有名詞が認められないという音韻論的な基準によって経験的に峻別することができる。

- (6) a. **Die Freundin Ulf** kann wunderbar kochen.
 the girlfriend.NOM Ulf.GEN can.3SG.PRS wonderful cook.INF
 ウルフのガールフレンドは素晴らしく料理ができる
- b. **Die Behandlung Ulf** dauert noch an.
 the treatment.NOM Ulf.GEN go_on.3SG.PRS still PTCL
 ウルフの治療が続いている
- c. ***Der Computer Ulf** ist kaputt.
 the computer.NOM Ulf.GEN be.3SG.PRS broken
- c'. **Ulf Computer** ist kaputt.
 Ulf.GEN computer.NOM be.3SG.PRS broken
 ウルフのコンピューターが壊れた
- } 属格項
- } 属格付加語

A3. 動詞の項は、動詞が法と時制の解釈を可視化するために項の人称と数を必要とすることから義務的となる。例えば、*rolle* という動詞の屈折形は (7) のように、1 人称・単数に鑑みれば直説法現在、3 人称・単数に鑑みれば接続法 I 式である。

- (7) a. **Ich rolle** das Fass in den Keller.
 I.NOM roll.1SG.PRS the barrel.ACC into the cellar.ACC
 私は樽を地下室に転がして入れる
- b. **Der Ball rolle** über die Seitenlinie.
 the ball.NOM roll.3SG.SBJ1 over the side_line.ACC
 ボールがアウトラインの向こうに転がっていくと

複数の項が参与する状況では、人称と数を参照すべき項の明示に他の主な項も必要となる。

一方、名詞の項は、機能名詞・関係名詞や派生名詞化の場合、指示対象の同定を可能とするために実現される。そのため、文脈などを通じて指示対象が同定可能である場合には項の実現は求められず、表示が任意となる。

A4. 動詞における項の意味と形式の関係は、意味形式の関係における上位の項が統語論構造においても上位の位置に表されるという写像論的な仕組み（一次的格付与）を基本としながら、他の項との相対的關係において卓越的な項について、受動態における主題化を見込んで二次的に対格を与える（二次的対格付与）仕組みも作用する多元的なシステムによって決まる。

派生名詞化において、属格項の形で実現する構造項となるのは「状況の同定を可能とする項」である。名詞化において目的語属格が一般的と言えるほど広範に認められるのは、一次的格付与により対格の付与が予見される意味形式の関係における最下位項が、一般的な条件下において、「状況の同定を可能とする項」であるためである。

ところが、*schlagen*「殴る」などの動詞では、意味形式の関係において最下位ではない項（*schlagen*の場合、身体部位の所有者）に対し、受動態による主題化が可能となるように、二次的対格付与が行われる。いわば「二次的な仕組みによらなければ対格とならない項」である二次的対格項は「状況の同定を可能とする項」に該当せず、結果として、*Schlag*など二次的対格付与が行われる動詞の派生名詞化では、目的語属格が欠如するのである。

この論文の成果は、名詞化に関する研究に対しても、狭義の名詞化研究の範疇に収まらない研究に対しても、いくつかの示唆をもたらすものである。第一の示唆は、不定詞名詞化に関してもたらされる。「状況の内包的表現」である不定詞名詞化には、項に関して派生名詞とは異なる特徴がある。したがって、名詞化の項に関する研究には、不定詞名詞化の扱いについて慎重な姿勢が求められる。また、不定詞名詞化の「内包的表現」という特徴については、この特徴が不定詞名詞化の他の特徴（例えば、複数形の欠如や不完了相のアスペクト形式としての機能の存在）と関係しているのかどうか、また、関係しているのであればどのように関係しているのかということが問われるであろう。さらに、「内包的表現」という特徴の当てはまる名詞は不定詞名詞化に限られているのか、仮にこの特徴が他の名詞にも当てはまるとすれば、それはどのような名詞に当てはまるのかという問題も、新たな問題提起となる。第二の示唆は、動詞と名詞の差異に関するものである。機能名詞・関係名詞や派生名詞化の項の任意性が、指示という機能に関係するように、名詞にとって指示という機能は本質的であると考えられる。このことは、名詞と動詞がどのように異なるのかという研究にとり重要な示唆である。また、不定詞名詞化のような指示を行わない名詞が動詞と名詞という範疇の対立にどのように位置づけられるのか、それらは「名詞」なのか、何をもって「名詞」とみなされるのかということも問われるであろう。第三に、義務性は動詞の項の本質的な特徴ではないことが明らかとなった。動詞の項の義務性は、動詞が法と時制の解釈のために人称と数を必要とするということからの帰結に過ぎない。このことは、自然言語の項と項構造に関する一層の理解につながるものである。